

徴収分科会の当面の進め方について（案）

平成 19 年 9 月 5 日

1. 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見（要望）

「特区、地域再生、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」（平成 19 年 6 月 1 日から 29 日まで）において、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見（要望）を受け付けたところ、徴収関連としては、国の行政機関等について、国税の支払督促業務、医療費の支払督促業務、国有財産物件貸付料債権の回収業務等の、地方公共団体関連について、国民健康保険料等の債権回収業務、医療費債権の回収業務、地方税徴収業務等の要望が提案された。

2. 当面の進め方

以下の項目について、分科会や事務局による関係府省ヒアリングや民間事業者のヒアリングを実施。

- （1）医業未収金の回収業務
- （2）国有財産物件貸付料債権及び自動車損害賠償保障事業における損害賠償金債権
- （3）「請求」行為についての弁護士法第 72 条の特例